

都市公園におけるキッチンカー（移動販売車）出店規約

令和5年9月1日

（目的）

第1条 この規約は、都市公園指定管理者（以下「指定管理者」という。）が来園者の利便性を向上のため飲食を主体とする（移動販売車）（以下、「キッチンカー」と称す）の出店に関して必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この規約は、指定管理者がキッチンカーで出店しようとするすべての者及び団体（以下「出店者」という。）に適用する。

（出店資格）

第3条 出店者は、以下の全てに該当する個人・法人・任意団体とする。ただし、招待出店、福祉団体等は除く。

- ① キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者
- ② 埼玉県内の営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ③ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ④ 食品賠償保険等に加入している者
- ⑤ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑥ 指定管理者の販売スケジュール、区画に同意できる者
- ⑦ 各種イベント、企画等に積極的に参加、協力できる者
- ⑧ 店舗にて日常的に営業をおこなっている者（出店の届出）

（申込方法）

第4条 出店者は、この規約を確認の上、指定管理者に対して、キッチンカー出店申込書及び必要資料を合わせてお問い合わせ先へ提出しなければならない。

（出店基準許可等）

第5条 指定管理者はキッチンカー出店申込書及び提出資料を確認し、出店者が次の各号のいずれかに該当する場合には、出店を許可しないものとする。

- ① 平成24年10月1日施行北本市暴力団排除条例に抵触する恐れのあるもの
 - ② 来園者に不快な思いをさせる行為をする恐れがあると指定管理者が認めたもの
 - ③ 破産者であって、復権していない者
 - ④ 銀行取引停止処分を受けている者
 - ⑤ 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - ⑥ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
 - ⑦ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - ⑧ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - ⑨ 特別市民税等の税金を滞納している者
 - ⑩ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者
 - ⑪ 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）
 - ⑫ その他、指定管理者が出店資格を有しないと判断したもの
- 2 指定管理者は、出店者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認した場合において、「出店許可証」を出店者に交付する。

（管轄警察署との連携）

第6条 指定管理者は、出店者と暴力団又は暴力団員との関係等を調査するため、キッチンカー出店申込書及び誓約書等を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

（名義貸しの禁止）

第7条 出店許可は、出店者本人に対するものであり、名義貸し、出店許可の転貸等についてはこれを禁止するとともに、出店者及びその従事者以外の者についても、従事することを禁止する。これに違反した者は以後の出店を許可しないものとする。

(出店許可証等の携行・提示)

- 第8条 出店者は営業に際して、指定管理者が発行した「出店許可証」を店舗の見えやすい場所に掲示するとともに、出店者が出店申請書兼誓約書に記載された者と同一人であることを証する本人確認書面（運転免許証、住民基本台帳カード等の官公庁が発行する氏名、住所及び生年月日が記載されている運転免許証、住民基本台帳カード等の顔写真付身分証明書）を携行しなければならない。
- 2 前項に掲げる本人確認書面は、指定管理者又は行政各機関から提示の求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

(出店者の遵守事項)

- 第9条 出店者は、次の事項を遵守しなければならない。
- ① 販売可能な商品は営業許可証の範囲内の飲食物とする。
 - ② 販売禁止商品は消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び指定管理者が不適当と判断したもの。
 - ③ 食品の調理又は製造に直接従事するものには検便を受けさせ、健康状態を把握すること。
 - ④ 営業においては、関係法令を遵守すること。
 - ⑤ ゴミ類は、出店者の責任において処理すること。
 - ⑥ 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）
 - ⑦ 指定管理者及び行政各機関の指示があるときは、その指示に従うこと。
 - ⑧ 定められた出店場所以外で販売しないこと。
 - ⑨ キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自で行うこと。
 - ⑩ 電力、調理師用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
 - ⑪ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること
 - ⑫ 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
 - ⑬ 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
 - ⑭ キッチンカーの破損、紛失等について、指定管理者は一切責任を負わない
 - ⑮ 出店者は、指定管理者との契約後、出店依頼に対し常時出店できるよう誠意をもって努めること
 - ⑯ 指定管理者の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なき出店の取りやめをした場合、出店を停止することがある

(撤去等の措置)

- 第10条 指定管理者は、本規約に違反する出店者に対して、店舗の撤去等必要な措置を命ずることができるものとし、これによって出店者に損害が生じたとしても指定管理者は何らこれを賠償しないものとする。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

(許可の取消し)

- 第11条 指定管理者は、出店を許可した場合においても、出店者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、直ちに出店許可を取消し、以後の出店を認めないことができる。
- ① 第5条第1項各号に該当することが判明した場合
 - ② 第6条第1項に違反した場合
 - ③ 各種法令に基づく必要な手続きを行わない場合
 - ④ 第9条又は第10条の規定を遵守せず、又は指定管理者の指示に従わない場合

(出店時間)

- 第12条 原則として10:00から16:00までとする。なお、状況により時間の短縮及び延長は双方協議により可能とする場合がある。

(出店料)

- 第13条 出店料は「キッチンカー出店申込書」の通りとする。
ただし天候不順や自然災害・やむを得ない事情等の場合は徴収しない。

(その他)

- 第14条 この規約に定めのない事項については、その都度、指定管理者との協議により決定するものとする。

<<出店までの流れ>>

「都市公園おけるキッチンカー（移動販売車）出店規約」を確認



以下の書類を 要項 5.お問い合わせ先 へ送付

- ・キッチンカー出店申込書 1 部
- ・誓約書 1 部
- ・営業許可証 一式 の写し 1 部
- ・免許証 の写し 1 部
- ・車検証 の写し 1 部
- ・食品賠償保険・施設賠償保険等の証明書 の写し 1 部
- ・食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書) の写し 1 部
- ・事業概要書(法人は会社案内で代用可) 1 部
- ・販売車写真画像 数枚(車幅・車高を記入。ナンバープレート確認可能な写真)



指定管理者にて審査(7日前後)



出店調整を行い、出店可能場所、出店日の決定後、
メール(kitchen-car@kitamoto-sogokoen.com) または電話にて通知



出店

※北本総合公園及び子供公園以外で、出店希望がある場合は別途お問い合わせください。

※イベント等で臨時出店依頼をする場合があります。(上記以外の出店場所の可能性もあります)

※休園(祝日の場合は翌日)はカレンダー通りとなります。また諸事情により臨時休園になる場合があります

(お問い合わせ)

土日祝日を除く平日 9:00~17:00 まで

北本総合公園管理事務所 キッチンカー(移動販売車)担当あて

〒364-0003 埼玉県北本市古市場 1-167 ☎048-592-4050 FAX 048-592-4055

e-mail:kitchen-car@kitamoto-sogokoen.com